

神労雇均発1219第1号の2
令和元年12月19日

各団体の長 殿

神奈川労働局雇用環境・均等部長
(公印省略)

「職場のパワーハラスメント防止対策等説明会」の開催について(周知協力依頼)

日頃より、労働行政の推進に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年5月29日に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24号。以下「改正法」という。)が成立し、令和元年6月5日に公布されました。

改正法により、事業主に対してパワーハラスメント防止のための雇用管理上の義務が新設され、また、セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化等が盛り込まれたところです。

このたび、神奈川労働局では、企業の人事労務担当者等を対象に、法律の内容を御理解いただき、職場のハラスメント防止対策を推進していただくため、標記説明会を別添のちらしのとおり開催することといたしました。

つきましては、貴職で発行している広報誌等に標記説明会の情報を掲載していただける場合は、別紙の広報文例を参考にしていただき、お手数ですが下記担当者あて1部御提供いただければ幸甚です。

また、標記説明会については11月28日より神奈川労働局ホームページにも掲載しておりますので、貴団体のホームページからリンクを貼るなどして、周知に御協力を頂きたくよろしくお願い申し上げます。

(神奈川労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/>)

なお、ちらしを配布いただける場合は、下記担当あて御連絡いただければ、必要部数を送付させていただきますので、是非御検討ください。

<問合せ先>

神奈川労働局雇用環境・均等部

指導課 中尾

電話 045-211-7380

FAX 045-211-7381

(広報文例 職場のパワーハラスメント防止対策等説明会周知用)

職場のパワーハラスメント防止措置を事業主に義務付ける改正労働施策総合推進法が成立し、令和2年6月(中小企業は令和4年4月)から施行されます。

神奈川労働局では、企業の人事労務担当者等を対象として、職場のパワーハラスメント防止対策等に関する説明会を以下のとおり開催しますので、ぜひご参加ください。

日時:令和2年2月6日(木)13:30~16:00

会場:閣内ホール(大ホール)

講師:厚生労働省の法案作成担当課職員 等

申込:申込書(神奈川労働局ホームページに掲載)のFAXまたは郵送による

<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/>

参加費:無料

問い合わせ先:神奈川労働局 雇用環境・均等部 指導課 TEL:045-211-7380

職場のパワーハラスメント防止対策等説明会

職場におけるいじめ、いやがらせに関する都道府県労働局への相談は年々増加しています。このような状況を背景として、女性活躍推進法等の一部を改正する法律が令和元年6月5日に公布され、労働施策総合推進法において、事業主に対してパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務が新設され、また男女雇用機会均等法等で、セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化等が盛り込まれたところです。

本説明会では、法案作成担当課である厚生労働省 雇用環境・均等局 雇用機会均等課の職員等が講師となり、改正法について説明いたします。

事業主や労務管理担当者など多数の皆様のご参加をお待ちしております。

◇「女性活躍推進法等改正法の概要及び女性活躍推進・ハラスメント防止策」

★講師 厚生労働省 雇用環境・均等局 雇用機会均等課

◇「ハラスメント防止措置（就業規則作成）の講じ方 等」

（講師）神奈川労働局 雇用環境・均等部 指導課

*その他「改正労働基準法における時間外労働の上限規制」、「勤労者財産形成促進制度」についての説明、同一労働同一賃金等に関する個別相談会（神奈川働き方改革推進支援センター）を予定

日 時 令和2年2月6日（木）13：30～16：00（受付12：30～）

※説明会終了後、事前申込みのあった方を対象に、神奈川働き方改革推進支援センターによる「同一労働同一賃金」、「残業時間の削減」等の働き方改革に関する個別相談会を実施します（16：05～16：35）

場 所 関内ホール（大ホール）

横浜市中区住吉町4-42-1

定 員 1,000名

参 加 費 無料

問合せ先 神奈川労働局 雇用環境・均等部 指導課

☎045-211-7380

裏面の「参加申込書」によりお申込みください。

〈主催 厚生労働省神奈川労働局・神奈川県〉

参加申込み

参加申込書にご記入の上、FAX(または郵送)により

神奈川労働局 雇用環境・均等部 指導課へ

お申し込みください。

◇ **FAX 045-211-7381**

◇ **郵送先住所**

〒231-8434

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

横浜第2合同庁舎13階

神奈川労働局 雇用環境・均等部 指導課

申込期限：令和2年1月31日（金）



●JR根岸線・横浜線「関内駅」北口より徒歩6分

●市営地下鉄「関内駅」9番出口より50m

●みなとみらい線「馬車道駅」5番出口より200m

※定員(1,000名)になり次第、締切りとなります。定員に達しましたら、神奈川労働局ホームページにてお知らせいたしますので、ご確認をお願いいたします。定員到達後にお申込みいただいた方は、当局より電話連絡を差し上げます。連絡のなかった方はそのままご参加いただけます。

2月6日(木) 職場のパワーハラスメント防止対策等説明会 参加申込書

事業所名	[Redacted]		
所在地	〒 [Redacted]		
電話・FAX	電話	[Redacted]	（JRホリデーイン関内駅前）
電話・FAX	FAX	トヨタカードセンター横浜市西区	
役職・氏名 (2名まで)	各務原 喜 実 喜田 真理子		
働き方改革 (同一労働同一賃金等) 個別相談の希望	希望あり 希望なし 定員到達後に申込みをされた場合は、電話連絡いたします。		

※当日は本申込書(郵送の場合は郵送した申込書の写し)を受付にお持ちください

～ご記入いただいた個人情報は、本説明会に係る連絡のみに使用し、厳密に管理します～